

報告

五泉地域と村松地域を結ぶ新たな交通手段について(説明)

はじめに

令和4年3月14日開催の協議会以降、委員の皆様にお伝えしておりました「五泉地域と村松地域を結ぶ新たな交通手段」について、制度概要を作成しましたので報告します。

「村松地域と五泉中央病院間の移動」に関する需要の実態把握を目的とした実証運行として位置付けた本制度について、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂けると幸いです。

1 導入の背景

令和元年に村松地域の基幹病院であった南部郷総合病院が、五泉地域の五泉中央病院(旧北日本脳外科病院)に統合移転しました。そのため、自宅と基幹病院間の移動に公共交通を利用してきた村松地域の住民(特に郊外在住者)は、「さくら号」だけでは行けず、「ふれあいバス」への乗継が必要となり、不便さを感じるようになりました。また、一般タクシー利用者も移動距離が長くなり運賃負担が大きくなりました。こうした背景から、村松地域と五泉中央病院間を直接移動できる安価な交通手段の創設が求められるようになりました。



2 制度の目的

新たな交通手段創設にあたり、実態に見合った運行方法の選択及び運行時間・運行頻度・経路などの設定が必要です。実態を表す指標として公共交通の実績^{※1}を用いた「利用者数の見込」を検討しましたが、実情の利用数の把握は困難でありました。

そこで、制度設計に必要な「村松地域と五泉中央病院間の移動」の実態把握を目的とした試験運行として本制度を創設することとしました。

※1 さくら号利用者数(令和元年度以前の南部郷総合病院乗降)
ふれあいバス利用者数(五泉中央病院乗降)

3 実施期間

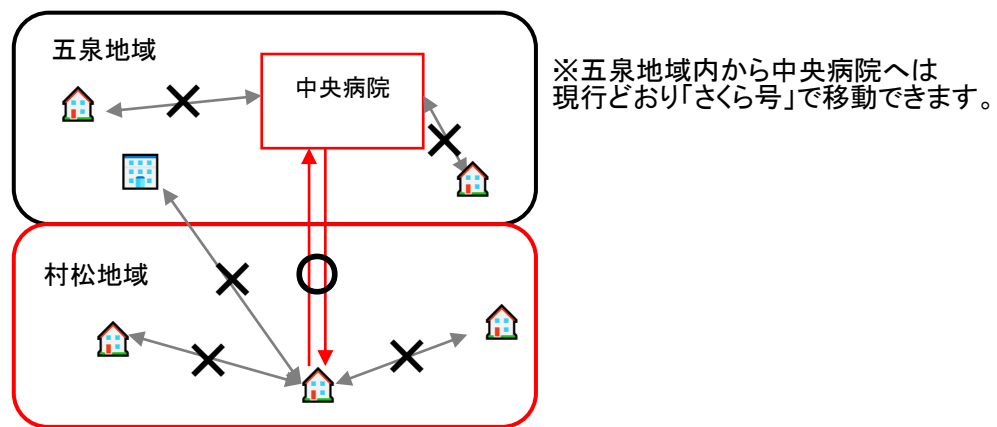
「さくら号」や「ふれあいバス」の実績から、利用者の動向に季節的な変動があると予想されるため、本試験運行期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とします。

4 運行方法

期間限定の実証実験であるため、導入経費や既存の公共交通への影響を最小限に抑えること、利用者の利便性が高いことを考慮し、一般タクシーを用いる手法とします。

5 移動範囲

五泉中央病院へ直接行ける交通手段を目的とするため、村松地域(利用者自宅)と五泉中央病院間の往復のみとし、他の発着地での乗降や移動時の一時的な途中下車は認めないこととします。



6 利用可能日

病院の診察日である平日のみの運行とします。

7 利用時間

9時～17時の間に乗車した場合、利用できるものとします。

病院の診察受付時間は8時30分～16時30分^{※2}ですが、9時以前は一般タクシーが混雑する時間帯であり、本制度利用者が集中した場合、他の一般タクシー利用者に影響を及ぼす恐れがあるため、混雑が落ち着く9時以降としました。

※2 診療科によって開始時間、終了時間が異なります。

8 利用料金

「さくら号」「ふれあいバス」と同等の金額(200円～300円)とした場合、一般タクシー及び既存の公共交通への影響が大きいと予想されるため、一般タクシーへの影響緩和及び既存公共交通との差別化を考慮し、1回の乗車(片道)あたり1,000円とします。(積算で収支率の見込みが「さくら号」とほぼ同率となります。)

タクシーのメーター料金と利用料1,000円との差額については、当協議会が負担します。

9 利用方法

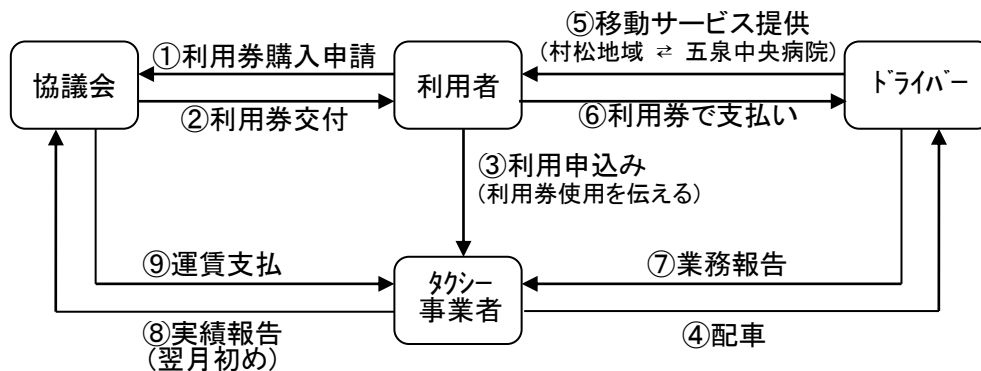
一般タクシーの利用方法を基本としますが、利用券を導入します。利用券を導入することで、申込時に利用者情報を取得できる、運行事業者の事務効率が良くなる、券に説明書きを加えることで利用者は券を見れば利用方法を確認できるといった利点があります。

利用者は、利用券を事前購入した上で、運行事業者に利用申込をします。申込みの際、利用券を使用する旨を伝えます。タクシー乗車から目的地に到着するまでは一般タクシーと同様になりますが、降車時に利用券を運転手に渡すことで、利用者の支払い手続きは完了となります。

10 運行事業者への運賃支払い方法

運行事業者に月単位で実績を集計していただき、翌月初めに利用者から回収した利用券・業務報告書・運賃請求書を当協議会に提出していただきます。提出された書類内容を確認の後、運行事業者に対して1か月分の運賃を支払います。

また、実績報告書にて「利用券番号」・「利用時間」・「乗降地」の集計表を提出していただき、協議会事務局にて利用券購入時に把握した利用者情報と照合します。



11 利用券販売場所

市役所及び村松支所を予定していますが、利用者の利便性を考慮し、他の場所でも販売可能か検討しています。なお、タクシードライバーの業務負担が大きくなるため、一般タクシー内での販売は行いません。

12 運行事業者との業務委託

一般タクシー業務とは別に発生する、「利用者への制度説明」・「利用者情報(乗降場所、時間、利用料金など)の集計・報告」業務に対し、運行事業者と業務委託契約を締結します。

13 予算

事業に要する経費は、市からの負担金を充当します。

タクシー運賃負担額の算出根拠は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & R3 \text{ ふれあいバスの五泉中央病院前降車数(平日)} 6.6 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 回} \times \text{平日} 244 \text{ 日} = 3,221 \text{ 人} \\ & 5 \sim 15 \text{ km の平均運賃} + \text{停車時間} 3 \text{ 分と想定} (2,070 \text{ 円} + 5,670 \text{ 円}) \div 2 + (90 \text{ 円/分} \times 3 \text{ 分}) = 4,050 \text{ 円} \\ & 3,221 \text{ 人} \times 4,050 \text{ 円} \doteq 13,046 \text{ 千円} \end{aligned}$$

14 事業概要

別紙1参照

15 今後の予定

- ・令和5年3月 制度周知(村松地域に案内チラシを全戸配布予定)、利用券販売開始
- ・令和5年4月1日 運行開始
- ・令和5年9～10月頃 中間実績の取りまとめ
- ・令和6年3月31日 運行終了
- ・令和6年4月1日～ 検証

16 その他

- (1) 本制度は、さくら号との間に直接的な関係性はありません。また、本制度の実施にあたり「さくら号」「ふれあいバス」の運行に変更は加えません。
- (2) 本制度は村松地域と五泉中央病院間の移動に限ります。五泉地域と五泉中央病院間の移動にはさくら号の利用を呼びかけます。
- (3) 利用人数に関わらず1回の乗車あたり必要な利用券は1枚で利用可能とします。この時、利用券のみでは利用者情報を正確に取得できないため、ドライバーによる聞取り実施を考えています。(予約段階で利用者情報が分かれば不要)
- (4) 利用券販売時に病院の診察券を提示してもらうことで、病院利用者であることを確認するようにします。
- (5) 現時点では1年間の試験運行を考えています。令和6年4月1日以降につきましては、試験運行の実績に基づき、対応を検討したいと考えています。

五泉地域と村松地域を結ぶ新たな交通手段に関する事業概要（案）

名称	(仮) 病院通院サポートタクシー (通称：病院通院サポタク)	
実施期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	
移動範囲	村松地域(利用者の自宅) ⇄ 五泉中央病院 ※途中下車及び他の発着地での乗降は不可	
利用日	平日のみ (土日祝日及び病院の休診日は除く)	
利用時間	9:00～17:00	
利用料金	片道 1,000 円 ※メーター料金との差額は公共交通活性化協議会が負担	
利用方法	①窓口で利用券を購入 (診察券を提示) ※購入者の住所・氏名・連絡先を控える ②運行事業者に利用申込 (利用券使用を伝える) ③申込んだ日時・場所でタクシーに乗車 ④降車時に利用券を運転手に渡す	
事業者への 運賃支払い	①運行事業者が月単位で実績を集計 ②翌月初めに業務報告書と共に運賃請求書を協議会に請求 ③協議会で実績確認後、請求書を基に運行事業者へ運賃支払い	
利用券販売所	市役所及び村松支所 ※タクシー車内での購入は不可	
事業者との 業務委託	・制度利用者への制度説明 ・利用者名、乗車場所、時間、利用料金などの集計、報告	
予算	(歳出) タクシー運賃負担額	13,046 千円
	(歳出) 印刷製本費、受付等業務委託費	2,600 千円
	(歳入) 利用券販売額	3,221 千円

利用券のイメージ（上：表面、下：裏面）

村松地域限定		No.00000
病院通院サポートタクシー券 (通称：病院通院サポタク)		
あんしんタクシー		みどりハイヤー
☎ 0120-895-194		☎ 0120-43-2323
「病院通院サポタク券を使う」とお伝え下さい。 裏面をよくお読み下さい。		
有効期限 令和6年3月31日まで	五泉地域公共交通活性化協議会	

ご利用上の注意	
<ul style="list-style-type: none">●降車の際、本券を運転手にお渡し下さい。●本券1枚につき乗車1回分のみ有効です。●本券でタクシーをご利用できる範囲は下記のいずれかに限ります。<ul style="list-style-type: none">□ 村松地域内の自宅 → 五泉中央病院□ 五泉中央病院 → 村松地域内の自宅●ご利用可能な時間帯は次のとおりです。この時間までにご乗車下さい。<ul style="list-style-type: none">□ 平日 9時00分～17時00分●本券記載の有効期限経過後はご利用できません。また本券ご購入後の 私戻しはできませんのでご注意ください。	
※運転手記入欄	
利用日	月 日 運賃 円

概ね実寸大です。